

議員提出議案第4号

旧姓の通称使用の拡充を周知し、第5次男女共同参画基本計画に沿った政策  
推進を求める意見書

このことについて、大和市議会会議規則第15条の規定により、次のとおり提出  
する。

令和5年6月27日提出

提出者	大和市議会議員	木村	賢一
賛成者	同	井上	貢
	同	吉澤	弘
	同	村田	玲
	同	堀合	研二郎

大和市議会議長 殿

## 旧姓の通称使用の拡充を周知し、第5次男女共同参画基本計画に沿った政策推進を求める意見書

現在、多くの企業が職場での旧姓の通称使用を認めている。しかしながら、旧姓の通称使用は法律に基づいていないために、例えば、民間公益法人の資格や金融機関など、認めていないケースがある。

令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」を目指すべきことが掲げられ、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されている。

よって、本市議会は、旧姓の通称使用拡充のための法整備など現実的な制度導入を国に求める。

議員提出議案第5号

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例について

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月27日提出

提出者	大和市議会議員	吉澤	弘
賛成者	同	高久	良美
同	同	大波	修二
同	同	布瀬	恵
同	同	木村	賢一
同	同	村田	玲
同	同	堀合	研二郎

大和市議会議長 殿

提案理由

この条例を提出したのは、議会運営委員会の委員定数の改正を行いたい必要による。

## 大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和市議会委員会条例（昭和37年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「10人とする」を「12人以内とし、委員選任の都度議長が会議に諮って定める」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 既に選任されている委員の任期中に第2項の定数に変更が生じた場合において、新たに選任された委員があるときは、当該委員の任期は、前項において準用する前条第1項の規定にかかわらず、既に選任されている委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。